

令和7年度の国民健康保険税について

国民健康保険税（保険税）の納付について

国民健康保険税（保険税）の納付は、その年の4月分から翌年の3月分まで（12か月分）を8期に分けて、**原則口座振替**により納付します。なお、指定の金融機関の窓口又はコンビニ、PayPay 又は PayB で直接納付することも可能です。

Paying National Health Insurance

The payment for the year (April to March of the following year) is divided into eight installments. Payment by bank transfer is general, however, paying at the specified banks, convenience stores, or by PayPay and PayB are also available.

期別	納期限（Deadline for Payment）	
1 期	令和7年	7月31日（木）
2 期		9月1日（月）
3 期		9月30日（火）
4 期		10月31日（金）
5 期		12月1日（月）
6 期		12月25日（木）
7 期	令和8年	2月2日（月）
8 期		3月2日（月）

問い合わせ先：国保年金課

Inquiries: National Health Insurance and Pension Division
(Tel.) 082-420-0933 (Fax.) 082-422-0334

◎令和7年度の保険税額

保険税は、所得割額（加入者の所得に応じた金額）・均等割額（加入者の人数に応じた金額）・平等割額（一世帯につきかかる金額）を合算します。所得割額は、**加入者の令和6年中の所得**に税率をかけて算定します。

令和7年度の税率・税額

区 分	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
所 得 割 率	7.71%	2.89%	2.35%
均等割額(人数割)	33,195 円	12,211 円	11,996 円
平等割額(世帯割)	21,294 円	7,841 円	5,814 円
賦課限度額	66 万円	26 万円	17 万円

・表中の数字は、それぞれ1年間（12か月分）の金額です。

・基礎分と後期高齢者支援金等分は、加入者全員が対象です。介護納付金分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

令和6年度の税率・税額

基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
7.30%	2.79%	2.09%
31,261 円	11,601 円	10,709 円
20,186 円	7,491 円	5,247 円
65 万円	24 万円	17 万円

◎保険税は、世帯主に課税します。

保険税は世帯ごとに計算し、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が職場の健康保険等に参加している場合や、後期高齢者医療制度に参加している場合でも、その世帯で国保に参加している方がいれば、納税義務者は**世帯主**になります。

年度途中で国保に加入・喪失したときは？

年度途中で国保に加入したときは、資格を取得した月分から保険税を算出します。また、国保をやめたときは、その月分から保険税は不要となります。ただし、1期あたりの金額は1か月分の保険税額と一致していませんので、国保を脱退したあとも支払いが残る場合があります。

年度途中で75歳に到達する加入者分の保険税は、75歳到達の前月分までで計算し課税します。

他の健康保険に加入したり、転出するときは？

国保の資格喪失(脱退)手続きが必要です。国民健康保険は、職場の健康保険などに加入しても自動的に資格喪失にはなりません。手続きをしないと保険税が課税されたままになり、督促状が届く場合があります。

他の健康保険に加入した場合は、新しい健康保険の資格がわかるもの、国保の資格確認書等、窓口に来られる方の本人確認書類、世帯主と国保の資格を喪失する方のマイナンバーの確認書類を持って、国保年金課、各支所・出張所の窓口で資格喪失(脱退)手続きをお願いします。(遡って資格喪失(脱退)となる場合は、口座がわかるものと印鑑が必要になることがあります。)

郵送や電子申請でも脱退手続きは可能です。詳細は市HP（裏面二次元バーコード）をご確認ください。

◎保険税の納付は口座振替が原則です。

保険税の納付方法は原則「口座振替」と定めています。お申し込みの手続きは、国保年金課及び収納課、各支所・出張所の窓口か市内に支店のある金融機関で取り扱っています。

また、国保年金課及び収納課、各支所・出張所の窓口では「ペイジー口座振替受付サービス」が利用できます。取扱金融機関のキャッシュカードを使って簡単に口座振替の手続きが行えますので、こちらもご利用ください。

◎保険税は、納期限までに必ず納めましょう。

保険税を納期までに納めないと延滞金が増加されます。特別な事情もなく滞納が続くと、医療機関の窓口での支払いが全額自己負担となる「特別療養費」の支給対象になります。

督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しない場合、財産を差し押さえ、強制徴収する場合があります。

◎保険税の減免について

天災・失業等特別な事情がある場合で、保険税の納付が著しく困難と認められるときは、減免の適用を受けられる場合がありますので、国保年金課までお問い合わせください。申請期限は、各納期限の前日から起算して7日前までです。

◎あなたの1年間の保険税額は？（介護分は40歳以上65歳未満の方のみ）

基礎分	所得割額： $\left[\begin{array}{l} \text{被保険者の前年の総所得金額等}^{\ast 1} \\ \text{（円）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除}^{\ast 2} \\ -43 \text{ 万円} \end{array} \right] \times 0.0771 =$	①	円
	均等割額： 33,195 円 × 加入者数（人）	=	② 円
	平等割額： 21,294 円（1世帯につき）	③	21,294 円
	基礎分合計 ①+②+③（100 円未満切捨、限度額 66 万円）	④	円
後期高齢者 支援金等分	所得割額： $\left[\begin{array}{l} \text{被保険者の前年の総所得金額等}^{\ast 1} \\ \text{（円）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除}^{\ast 2} \\ -43 \text{ 万円} \end{array} \right] \times 0.0289 =$	⑤	円
	均等割額： 12,211 円 × 加入者数（人）	=	⑥ 円
	平等割額： 7,841 円（1世帯につき）	⑦	7,841 円
	後期高齢者支援金等分合計 ⑤+⑥+⑦（100 円未満切捨、限度額 26 万円）	⑧	円
介護納付金分	所得割額： $\left[\begin{array}{l} \text{被保険者の前年の総所得金額等}^{\ast 1} \\ \text{（円）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除}^{\ast 2} \\ -43 \text{ 万円} \end{array} \right] \times 0.0235 =$	⑨	円
	均等割額： 11,996 円 × 介護保険第2号被保険者数（人）	=	⑩ 円
	平等割額： 5,814 円（1世帯につき）	⑪	5,814 円
	介護分合計 ⑨+⑩+⑪（100 円未満切捨、限度額 17 万円）	⑫	円
1年間の保険税額 ④+⑧+⑫			円

- ※1 「被保険者の前年の総所得金額等」は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄もしくは確定申告書の合計欄の総所得金額と山林所得金額などの分離課税の所得金額の合計額（退職所得金額は含まない。）です。
- ※2 2人以上に所得がある場合、各々の前年の総所得金額等から基礎控除（43万円）を差し引きます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除の額が異なります。

◎保険税の軽減制度があります。

保険税は、世帯の前年中の総所得金額等の合算額が一定金額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減されます。軽減制度については、前年の所得の状況により適用し、窓口での申請は不要です。（ただし、収入の有無に関係なく所得申告をされないと軽減されません。）

また、世帯員が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険被保険者が1人になる世帯（単身世帯）については、基礎分及び後期高齢者支援金の平等割額を5年間は半額にし、その後3年間は4分の1を軽減します。

軽減割合	軽減判定所得基準額（注）
7割	43万円＋（給与所得者等の数 ^{※3} －1）×10万円以下の世帯
5割	43万円＋（給与所得者等の数 ^{※3} －1）×10万円＋（30万5千円×加入者と特定同一世帯所属者 ^{※4} の数）以下の世帯
2割	43万円＋（給与所得者等の数 ^{※3} －1）×10万円＋（56万円×加入者と特定同一世帯所属者 ^{※4} の数）以下の世帯

- （注）軽減判定の場合の所得金額は、加入者と世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額です。ただし、
- 長期・短期譲渡所得（分離課税分）の特別控除の適用はありません。
 - 青色専従者給与・事業専従者控除の適用はありません。
 - 65歳以上に公的年金特別控除（最高15万円）が適用されます。
 - 同一世帯内に特定同一世帯所属者^{※4}がいる場合、この方も含めて軽減判定します。
- ※3 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（公的年金特別控除を含め125万円超）（65歳以上））を指します。
- ※4 「特定同一世帯所属者」は、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、次の①及び②に該当する者です。
- ①後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において、国民健康保険の被保険者の資格を有する者。
 - ②後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において、同一世帯内に属する国民健康保険の世帯主と当該日以降継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以降継続して国民健康保険の世帯主である者）。

◎未就学児にかかる均等割額が減額されます。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（平成31年4月2日以降に生まれた方）にかかる均等割額について2分の1が減額されます。窓口での申請は不要です。

◎産前産後期間の所得割額・均等割額が減額されます。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月（多胎の場合は6か月）相当分が申請により減額されます。出産予定日の6か月前から申請できます。出産前に申請される場合は、母子健康手帳をお持ちください。

☆非自発的失業者に対する保険税の負担軽減制度

解雇や倒産などによって非自発的に失業した方に対して、保険税の負担を軽減する制度が適用されます。軽減を受けるには申請が必要です。軽減制度が適用になった場合、対象者の前年の給与所得を30/100として保険税を算定します。

- ・対象者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者に該当する方。
〔 離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方。ただし、離職日時時点で、65歳以上の方は除きます。また、離職日以後に再就職した場合は対象とならないことがあります。 〕
- ・対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度3月末までです。
- ・持参するもの：雇用保険受給資格者証または受給資格通知（離職票では受付できません）

※「雇用保険受給資格者証」が電子データで交付されている場合は、スマートフォン等で掲示してください。

★国民健康保険の手続きの一部は郵送・オンラインでも手続きができます。→→→→→→→→→→

